

ID: 44

担当部署: 教育委員会事務局 教育部 教育統括室 社会教育推進課

処分の概要	登録の取消し		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市社会教育関係団体の登録に関する規則 第8条第2項		
例 規 番 号	昭和52年教育委員会規則第4号		
【根拠条文】 (注意等と登録の取消し) 第8条 委員会は、団体の活動が、法令、規則等に反しているとき、又は申請の内容と異なるときは、団体又はその責任者に注意等を行うことができる。 2 委員会は、団体が前項の注意等に従わないときは、その団体の登録を取り消すことができる。 3 委員会は、登録を取り消したときは、その旨団体に通知しなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最 終 変 更 年 月 日	令和6年4月1日